

平成 24 年 5 月

退職届と退職理由

【質問】

先日、会社から退職勧奨を受け退職することにしました。そして「一身上の都合による退職」という内容の退職届を提出するように言われました。自分の都合で退職する訳ではないのに何だか腑に落ちません。どのように書くべきでしょうか？

【答え】

退職届の退職理由は一般的には「一身上の都合により」と書きますが、会社から退職勧奨を受けたなどの場合には注意が必要です。安易に「一身上の都合」と書いてしまうとハローワークで失業給付申請をした時に、**自己都合退職として判断される可能性があり雇用保険の失業給付日数や受給時期に影響がある場合**もあります。(⇒詳細については、6月号でお伝えします。)

「一身上の都合」と書いて提出しても「実際は退職勧奨による退職」だと判断できる材料が他に有れば良いですが、無ければ労働者が提出した退職届が判断材料の一つになるので、安易に「一身上の都合」と書くのではなく実際の理由を書いて提出して下さい。

また、退職願（ねがい）と退職届（とどけ）は似ていますが大きく違います。

■ 退職願（ねがい）

労働契約の解約を合意してもらうための申し出。会社に判断を仰ぎ、承諾されると退職となる（**合意退職**）。承諾前であれば撤回も可能。

■ 退職届（とどけ）

最終的な意思表示を会社へするもので、承諾の有無にかかわらず届が受理されると退職となる。

一般的に多く使われているのは、「**退職願**」ですが、なかなか辞めさせて貰えない場合等に自分の意思を伝える時に「**退職届**」を使います。

【ワンポイントアドバイス】

○退職理由は失業給付に影響するので、自己都合退職でない場合は、安易に「一身上の都合による退職」と書くのではなく実際の理由を書いて提出すること。

○会社の承諾で合意退職をする場合が退職願。会社への最終的な意思表示をする場合が退職届。